

(介護予防) 短期入所療養介護の運営規程

第1条 医療法人社団木野記念会が開設する於保老健センターが実施する(介護予防)短期入所療養介護の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にあるものに対し、適正な(介護予防)短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 (介護予防)短期入所療養介護の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立って(介護予防)短期入所療養介護を提供する。

2 (介護予防)短期入所療養介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 於保老健センター
- (2) 所在地 静岡県磐田市一色26番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 医師 1人(兼務)以上

医師は、(介護予防)短期入所療養介護に携わる従業者の管理、指導を行うとともに、利用者 の病状に応じて、妥当適切に診療を行うなど、医学的管理を行う。

- ② 支援相談員 1人以上

支援相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- ③ 看護介護職員 26人以上

- ・看護職員 常勤換算 7人以上
- ・介護職員 常勤換算 19人以上

看護介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

- ④ 管理栄養士 1人以上

- ⑤ 作業療法士 1人以上

- ⑥ 介護支援専門員 1人(兼務)以上

((介護予防)短期入所療養介護の内容)

第6条 （介護予防）短期入所療養介護の内容は次の通りとする。

心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を提供する。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域は次の通りとする。

施設より半径6km以内の地域

（利用料その他の費用の額）

第8条 （介護予防）短期入所療養介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、（介護予防）短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち負担割合証に記載された割合の額とする。

2 厚生労働大臣が別に定める場合を除き、（介護予防）短期入所療養介護の送迎費用について、自動車を使用した場合は、通常の範囲を越えた往復の距離に対して1kmあたり15円で計算した額を徴収する。タクシー利用の場合は実費とする。

3 食費 1日 1,845円

朝食415円、昼食665円、おやつ100円、夕食665円

4 滞在費 1日 500円（多床室）

1,700円（従来型個室）

上記3、4にかかる費用については、市区町村の発行する減額証明書を提示した場合は、その証明書に記載された額を上限とする。

5 その他、日常生活にかかる費用が必要な場合は、利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

（日用品費、教養娯楽費）

口腔ケアセットA（普通の歯ブラシ歯磨き粉） 150円（月額）

口腔ケアセットB（A＋義歯洗浄剤） 200円（月額）

口腔ケアセットC（歯が全く無い方用歯ブラシ） 400円（月額）

入浴セット（シャンプー、リンス、ボディシャンプー等） 160円（日額）

整容セット（石鹸類、保湿剤等入浴日以外） 160円（日額）

おしぼり 30円（日額）

レクリエーション費（色紙、絵の具等のレクリエーション材料費） 160円（日額）

洗濯代（衣類、寝具類） 800円（一袋）

洗濯代（その他） 120円（一点）

理美容代 2100円～（メニューによる）

6 特別室料（従来型個室） 500円（日額）

7 その他上記以外に個人的に希望され、購入するものについては別途実費徴収とする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第9条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解し易いように指導又は説明を行う。また、利用者の心身の状況を踏まえて当該利用者の療養を妥当適切に行うとともに、相当期間以上継続して入所する利用者については短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。緊急やむを得ないと認められる場合には、利用者及びその家族に状況等説明し、同意を得て行う。この場合でも、必要最低限の時間、期間とし、速やかな解除に努める。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所職員をあてる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめる為自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火訓練及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練……………年2回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

(虐待防止)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は発生した場合の再発防止のため、以下のように取り組む。

- 2 身体拘束適正化・虐待防止委員会を設置し、指針を整備、3月に1回以上の頻度で委員会を開催し、職員に周知する。
- 3 年2回以上、身体拘束及び虐待の防止のための研修を行う。
- 4 各措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団木野記念会於保老健センターが定めることとする。

(附則) この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この規定は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。(第 5 条改正)

(附則) この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(第 4・5 条改正)

(附則) この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。(第 5・7・8 条改正)

(附則) この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(第 2 条改正)

(附則) この規定は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。(第 5・7・8 条改正)

(附則) この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。(第 8・9・11 条改正 (12 条追加))

(附則) この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。(第 8 条改正)

(附則) この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。(第 8 条改正)

(附則) この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(第 8 条改正)